

笠監第 174 号

令和6年2月9日

笠岡市議会議長 妹尾博之 殿

笠岡市長 小林嘉文 殿

笠岡市監査委員 中西尚子

同 東川三郎

事務監査の結果に関する報告について（提出）

笠岡市監査基準第31条第1項第3号及び地方自治法199条9項の規定により、令和5年11月29日付け、笠議会第66号で請求のあった事務監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

(別紙)

議会の請求に基づく監査結果報告

第1 議会からの請求

1 請求があった日

令和5年11月29日

2 請求事項

(1) 内容

令和4年度及び令和5年度における国営笠岡湾干拓事業負担金に関する債権の発生から債権の回収及び債権の消滅（不納欠損）又は時期変更までの一連の事務執行並びに処理決定に至るまでの過程・背景について

(2) 理由

国営笠岡湾干拓事業負担金（以下「負担金」という。）については、平成2年の完了に伴い、笠岡市が負担金の徴収を干拓地の入植者に対し行っているところである。

このたび、負担金の債権管理に関して適正に執行がなされていないのではないかと
の疑念が生じたため、「議会の検査権」を行使し、行政における再発防止等調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）で調査を行っているところである。

負担金の徴収に関して、当特別委員会から執行部に資料請求し提出された公文書によれば、起案日令和5年6月28日、文書番号R05笠収第314号、件名「滞納処分の執行停止について（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金）」の起案文書（決裁区分「市長」）において、生活困窮による停止事由により、滞納処分の執行停止を令和5年度末に行うこととしていた。

しかしながら、起案日令和5年8月4日、文書番号R05笠収第522号、件名「滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期の変更について（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金）」の起案文書（決裁区分「部長」）では、執行停止3年後に変更を行っている。変更事由については、「今回のように生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がなく、また、通常執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力無しと判断されれば不納欠損とするということになっているため、即時不納欠損としてこのまま進めるべきかどうか、市長室で協議を行った。協議の結果、現時点で執行停止に該当する案件でも、納付資力が回復する可能性は否定できないため、即時不納欠損処理ではなく、3年後不納欠損処理とすることになった。」との記述があった。これは、前例がないにもかかわらず、即時不納欠損処理を行おうとしていた証左である。

本来、負担金を含む強制徴収公債権や私債権などの債権管理については、適切で公平に行うべきであるにもかかわらず、このたび前例がない処理を意のままに行おうと

していたことが、当特別委員会の資料請求により明らかになっている。

地方税法や笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例などの法律や例規から逸脱する処理ではないとはいいながら、前例がない処理を行おうとした過程・背景を明らかにすることで、適切で公平な事務処理の確立が図られることが期待できる。

このたびの負担金の債権管理について、その処理がどのような過程・背景で行なわれたのかを明確にするために、第三者機関である監査委員による監査を求めるものである。(※ 請求書の「理由」全文を掲載)

3 対象予算

令和5年度笠岡市一般会計予算

歳入 (款) 21 諸収入 (項) 1 延滞金加算金及び過料 (目) 1 延滞金
(節) 1 延滞金 2 延滞金(干拓事業負担金) 5,050千円
(歳入歳出予算事項別明細書より)

第2 監査の実施

1 監査期間

令和5年11月30日から令和6年2月9日まで

2 監査の対象部局

総務部収納対策課

3 監査の着眼点

国営笠岡湾干拓事業負担金に付帯する延滞金における債権管理(以下、「本件事業」という。)の状況を検討するに当たって、以下の視点に着目して監査を実施した。

- (1) 本件事業の執行過程が関係法令及び例規等に定められた手順に則って適正であるか。
- (2) 本件事業における意思決定及び執行に係る文書の記録・保存は適正であるか。

4 監査の方法

監査対象部局に本件事業の関係資料の提出を求めるとともに、関係者を聴取した。

第3 監査の結果

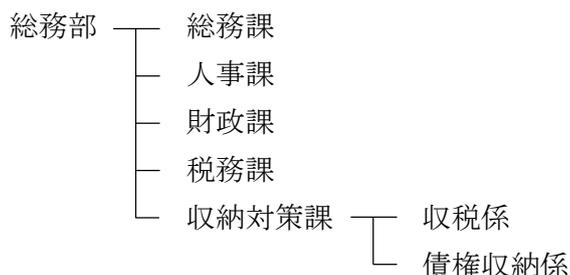
1 本件事業に係る事実関係

提出文書及び関係者からの聴取事項などを総合すると事実関係は次のとおりである。

(1) 組織体制及び業務内容

笠岡市総務部収納対策課の組織体制及び業務内容は、次のとおりである。

ア 組織体制（令和5年4月1日現在）



イ 人員体制（令和5年4月1日現在，単位：人）

収納対策課の人員体制は以下のとおりである。

課長1，課長補佐1（収税係長兼務），収税係7（主査1，主任主事（再任用）1，主事1，会計年度任用職員4），債権収納係3（係長1，主事1，会計年度任用職員1）計12

ウ 業務内容

笠岡市行政組織規則に規定された収納対策課の分掌事務（業務内容）は以下のとおりである。

収納対策課の分掌事務（業務内容）

課・室名	係名	分掌事務(業務内容)
収納対策課	収税係	(1) 市税の収納及び督促に関すること。 (2) 市税の過誤納金の還付又は充当に関すること。 (3) 市税の口座振替納付に関すること。 (4) 介護保険料の徴収等に関すること。 (5) 後期高齢者医療保険料の徴収等に関すること。 (6) 市税の滞納整理及び滞納処分に関すること。 (7) 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。 (8) 岡山市町村税整理組合に関すること。 (9) 納税の奨励及び広報に関すること。
	債権収納係	(1) 市税及び保険料以外の過年度債権の収納に関すること。 (2) <u>国営笠岡湾干拓事業負担金に関すること。</u> (3) 市の収納金の滞納整理等の指導に関すること。 (4) 債権を所管する部署との調整に関すること。

（笠岡市行政組織規則（平成17年 笠岡市規則第17号）別表（第3条関係））

(2) 本件事業の執行に係る法令・通知及び例規等

ア 法令等

- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 国税徴収法基本通達（国税庁）

イ 例規等

- ・ 笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例（平成 2 年 笠岡市条例第 12 号）
- ・ 笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（昭和 38 年 笠岡市条例第 42 号）
- ・ 滞納処分の執行停止に係る事務処理基準（平成 22 年笠岡市）
- ・ 笠岡市債権管理マニュアル（平成 29 年（令和 2 年一部改訂）笠岡市）

(3) 国営笠岡湾干拓事業費負担金に付帯する延滞金年度別収納額等

延滞金の年度別収納額等

(単位：円)

年度	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	上段：当初予算 下段：最終補正後				
平成 29 年度	0	11,244,462	11,094,462	0	150,000
	7,422,000				
平成 30 年度	2,801,000	17,993,567	17,993,567	0	0
	15,342,000				
平成 31(令和元)年度	4,040,000	9,430,538	9,430,538	0	0
	9,430,000				
令和 2 年度	3,800,000	4,550,000	4,550,000	0	0
	4,400,000				
令和 3 年度	8,659,000	8,474,351	8,174,351	0	300,000
	8,474,000				
令和 4 年度	9,450,000	3,350,000	3,300,000	0	50,000
	4,600,000				

(歳入歳出予算事項別明細書及び歳入歳出決算事項別明細書より)

なお、本件延滞金の対象である国営笠岡湾干拓事業費負担金の年度別決算状況は以下のとおりである。

国営笠岡湾干拓事業費負担金の年度別収納額等

(単位：円)

年度	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	上段：当初予算 下段：最終補正後				
平成 29 年度	51,190,000	385,869,310	186,966,831	14,510,552	184,391,927
	190,084,000				
平成 30 年度	67,600,000	184,391,927	94,320,676	0	90,071,251
	94,320,000				
平成 31(令和元)年度	14,120,000	90,071,251	12,759,831	0	77,311,420
	12,760,000				
令和 2 年度	12,820,000	77,311,420	12,306,808	0	65,004,612
	12,306,000				
令和 3 年度	7,345,000	65,004,612	6,932,039	5,396,136	52,676,437
	7,032,000				
令和 4 年度	4,306,000	52,676,437	4,402,840	0	48,273,597
	2,000,000				

(歳入歳出決算事項別明細書より)

提出資料に記された各年度当初における延滞金（未収入）の額は以下のとおりである。

年度当初における延滞金の額

年度	年度当初の延滞金の額（円）
平成 29 年度	632,775,488
平成 30 年度	647,000,000
平成 31(令和元)年度	591,500,000
令和 2 年度	532,000,000
令和 3 年度	544,000,000
令和 4 年度	293,000,000
令和 5 年度	252,752,482

(収納対策課提出資料による。)

(4) 事務処理の経過について（黒塗り箇所は、提出資料で黒塗りされた箇所）

収納対策課における事務処理の経過は、提出資料によると以下のとおりである。

ア 令和 5 年 3 月 本件延滞金徴収の取扱いについて方針等を決定した。

方針は、「笠岡湾干拓事業負担金については本起案決裁日（令和 5 年 3 月 4 日）以降、元金を完納しているもしくは完納した場合、財産調査を行い、営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に関係の無い特段の財産が確認されない限り、「地方税法第 15 条の 7 第 2 項及び第 5 項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損」を適用し、延滞金残額を全額免除とする。ただし、全額免除は執行停止の起案決

裁日を基準として行い、訴求して免除とすることはないため、既に納付されている延滞金について、還付が発生することはない。また、元金が残っている滞納者から、不動産公売によって徴収を行い、徴収金額が元金を超えた場合、超過分は延滞金に充当し、なお残った延滞金については、上記のとおり全額免除とする。」とした。(起案日 令和5年3月2日, R04 笠収第 2720 号 件名: 国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取扱いについて (方向決裁))

イ 令和5年3月 本件事業滞納処分に係る搜索実施結果報告

4件の搜索実施結果について報告(起案文書)している。いずれも、「換価価値のありそうな財産は発見できず。生活が困窮していることが確認された。従って、搜索を含む財産調査及び上記の生活状況を考慮して、今後延滞金の納付は困難とみなし、執行停止処分後、即時欠損とする予定」としている。

(令和5年3月16日起案 R04 笠収第 2777 号 件名: 搜索の実施結果について ■■■■■: 国営笠岡湾干拓事業負担金, 令和5年3月16日起案 R04 笠収第 2780 号 件名: 搜索の実施結果について ■■■■■: 国営笠岡湾干拓事業負担金, 令和5年3月17日起案 R04 笠収第 2787 号 件名: 搜索の実施結果について ■■■■■: 国営笠岡湾干拓事業負担金, 令和5年3月20日起案 R04 笠収第 3040 号 件名: 搜索の実施結果について ■■■■■: 国営笠岡湾干拓事業負担金)

ウ 令和5年4月 人事異動による引き継ぎ

収納対策課長職は令和5年4月1日付け人事異動により引継者(前任者)と引受者(後任者)との間で事務引継書が作成された。事務引継書「3処分未了事項及びこれの処理の方法, 意見等」の記載によると本件負担金の扱いは以下のとおりとなっている。

「・収納対策課は、国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金については、徴収するものとしてR4年度までは滞納者に納付勧奨を行ってきた。しかし、市長は元金の納付が遅れながらも完納すれば、延滞金は徴収する必要はないという考えだった。よって、滞納者の内、元金完納者については、搜索し財産調査を行い今後の納付は困難とみなされれば、執行停止処分し即時欠損する。元金の未返済者については、元金完納後上記搜索等を行い執行停止し欠損を行う。元金も延滞金も完済している者は、特に対応なし。」

エ 令和5年6月 延滞金に係る滞納処分の執行停止

執行停止事由は、「地方税法第15条の7第1項第2号(生活困窮), 第5項(即時欠損: 今後徴収見込なし)」。執行停止日は決裁日とし、経過等の記載は「■■■名とも財産調査(預貯金・生命保険)を実施し、生活や営農に必要な最低限の財産のみ確認, またそれぞれ家宅搜索を実施し、生活状況が困窮していることを確認したため、執行停止処分を行う。同■■■名については、今後徴収見込みがないため、■■■■■

■■■■■をもって即時不納欠損とする。」としている。(令和5年6月28日起案,同年6月30日決裁, R05 笠収第314号 件名: 滞納処分の執行停止について(国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金: ■■■■))

オ 令和5年8月 滞納処分の執行停止に係る不納欠損時期の変更

市は, 3月に定めた方針による不納欠損処理の時期を変更することとした。起案文書の記載では, 即時不納欠損処理手続きを進めていたところ, 生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がないこと。また, 通常の執行停止では, 停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め, 資力なしと判断すれば不納欠損とするということになっているため, 即時不納欠損を進めるべきかどうかを市長室で協議し, 納付資力が回復する可能性が否定できないため, 即時不納欠損ではなく, 3年後に不納欠損処理することとした。

(令和5年8月4日起案 決裁区分: 部長 R05 笠収第522号 件名: 滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期の変更について(国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金: ■名))

(5) 議会の調査

ア 議会は, 本件事業について, 負担金の債権管理に関して疑念が生じたため, 地方自治法第98条第1項の規定に基づく議会の検査権による, 「行政における再発防止等調査特別委員会」(以下「特別委員会」という。)の調査事項として, 令和5年9月8日から令和5年12月19日までの間に特別委員会を8回開催した。

特別委員会は, 市に負担金の徴収に関する資料を請求した。提出された資料では, 負担金の債権管理に関する方針転換, 前例のない負担金の即時不納欠損処理, 執行停止要件とした資力の有無や生活困窮とした根拠などについての疑念が払拭できないため, どのような過程・背景で行われたのかを明確にするために, 令和5年11月29日, 令和5年第8回笠岡市議会定例会において, 地方自治法第100条第1項の調査権限が特別委員会に委任された。12月6日には証人9名に対する証人尋問を行い, 12月20日, 同市議会定例会最終日に, 「行政における再発防止等調査特別委員会調査報告書(国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査)」を提出した。調査報告書及び特別委員会開催状況等は笠岡市議会ホームページに公開されている。

イ 令和5年11月9日, 議会は笠岡市議会全員協議会を開催し, 笠岡湾干拓事業に関する債権管理について市関係者から説明を求めた。

(6) 令和5年12月市議会定例会

令和5年12月市議会定例会(令和5年第8回笠岡市議会定例会 会期令和5年11月29日から12月20日)において, 議員2名が国営笠岡湾干拓事業負担金に関

する質問を行った。質問に対する回答の中で総務部長は、延滞金に係る滞納処分における執行停止による即時不納欠損処理については、議会からの指摘により即時不納欠損ではなく、3年の猶予期間経過後に不納欠損することに変更した旨を回答している。

(7) 笠岡市会計規則に定める不納欠損処分にかかる事務手続き

笠岡市会計規則（平成19年笠岡市規則第6号）に定める不納欠損処分にかかる事務手続きは以下のとおりである。

（不納欠損処分）

第30条 歳入調定者は、毎年度末において、法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅等により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

2 歳入調定者は、前項の規定により歳入の不納欠損処分がされたときは、徴収簿にその旨記載するとともに歳入不納欠損通知書により会計管理者に通知しなければならない。

市の徴収金にかかる不納欠損額は、歳入歳出決算書並びに歳入歳出事項別明細書に記載される。笠岡湾干拓事業負担金の直近の不納欠損処分は令和3年度に539万6,136円である。

(8) 収納対策課における本件事業にかかる延滞金についての認識

令和6年1月24日に行った監査委員による収納対策課員に対する聴取では、本件事業にかかる延滞金の即時不納欠損処理について、課長は、就任時には方針は決定していたのでこれに従ったとのことであった。関係課員は、滞納処分の執行停止にかかる一連の事務処理は、法令の規定に従っているとの認識である。滞納処分の執行停止後、対象者の資力の有無を確認するために財産調査を毎年実施するとしている。

2 文書管理の状況

(1) 議会の資料請求

ア 令和5年9月28日 議会は、委員会での調査のためとして、市に、国営笠岡湾干拓事業負担金に関する書類を請求した。

イ 令和5年10月12日 市は請求があったもののうち、書類として存在するものについては、守秘義務の対象であるため非開示とした箇所を黒塗りして、議会に提出した。

ウ 令和5年10月25日 議会は、提出された書類のうち非開示箇所の開示等について依頼し、結果の報告及び回答を文書で求めた。

エ 令和5年11月7日 市は、開示依頼のあった箇所について一部を開示し、非開示箇所については理由を、また他の報告依頼項目についての回答を議会に提出

した。

(2) 監査委員の資料要求

令和5年12月4日 本件監査請求の監査において、監査委員が次の資料の提出を市に求めた。

- ① 負担金及び延滞金の徴収に係る根拠法令及び例規等に関する資料
- ② 令和4年度及び5年度における、負担金及び延滞金の徴収に係る事務の執行状況に関する資料。
- ③ 令和4年度及び5年度における、負担金及び延滞金の徴収に係る事務における協議及び決定に関する資料。
- ④ 負担金及び延滞金の徴収状況に関する資料。

令和5年12月12日 市は、資料を提出した。提出資料は市議会に提供した資料と同じものであり、資料のうち②及び③について、弁護士との相談結果として、法令上の守秘義務及び個人情報保護の対象となる箇所は監査委員に対してであっても非開示（黒塗り）とした。

(4) 監査委員に提出された資料の分析

ア 担当課から提出された資料は次のとおりである。

区分	文書名等
1 法令、例規及び手引書等	1 土地改良法（昭和24年法律第195号）（抜粋） 2 地方税法（昭和25年法律第226号）（抜粋） 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋） 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋） 5 国税徴収法基本通達（国税庁）第153条関係 滞納処分の停止の要件等（抜粋） 6 笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例（平成2年笠岡市条例第12号） 7 笠岡市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例（昭和38年笠岡市条例第42号） 8 笠岡市事務決裁規則（平成17年笠岡市規則第22号） 9 滞納処分の執行停止に係る事務処理基準（平成22年笠岡市） 10 笠岡市債権管理マニュアル（平成29年（令和2年11月一部改訂）笠岡市）
2 本件事業に係る延滞金滞納に係る資料	1 財産調査結果（表題及び項目を除く対象者名、金融機関名、預金残高、生命保険解約返戻金額は全て非開示） 2 干拓事業負担金返納者調書（記載事項は非開示） 3 年度別残債務状況及び納付状況（記載事項は非開示）

	<p>4 未納国営笠岡湾干拓事業負担金債務の承認及び納付誓約書（記載事項は非開示）</p> <p>5 国営笠岡湾干拓事業負担金滞納調書（記載事項は非開示）</p> <p>6 折衝記録（種別欄及び内容欄の一部を除き非開示）</p>
<p>3 起案文書等</p>	<p>1 収納対策課長事務引継書（令和5年4月1日付けの人事異動によるもの）</p> <p>2 令和5年11月27日付け、笠岡市顧問弁護士から笠岡市あて「令和5年11月15日付け笠議会第61号文書によるご依頼の件（ご回答）」</p> <p>3 起案文書</p> <p>1 令和4年12月26日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第919号 件名：不動産差押登記抹消及び差押解除について（国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>2 令和5年1月5日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第953号 件名：不動産差押登記抹消及び差押解除について（国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>3 令和5年3月2日起案 決裁区分：市長 R04 笠収第2720号 件名：国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取扱いについて（方向決裁）</p> <p>4 令和5年3月13日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2762号 件名：県市町村税整理組合への事案の引継の取消しの協議について</p> <p>5 令和5年3月16日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2777号 件名：搜索の実施結果について ████████：国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>6 令和5年3月16日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第2780号 件名：搜索の実施結果について ████████：国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>7 令和5年3月17日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2787号 件名：搜索の実施結果について ████████：国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>8 令和5年3月20日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第3040号 件名：搜索の実施結果について ████████：国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>9 令和5年3月22日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第3047号 件名：県市町村税整理組合からの事案の引継の取消し通知書の受領について</p> <p>10 令和5年3月31日起案 決裁区分：市長 R04 笠収第3077号</p>

	<p>件名：令和4年度国営干拓事業負担金滞納繰越分の決算について 11 令和5年6月28日起案 決裁区分：市長 R05 笠収第314号 件名：滞納処分の執行停止について（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金：■）</p> <p>12 令和5年7月5日起案 決裁区分：課長 R05 笠収第360号 件名：不動産差押登記抹消及び差押解除について（国営笠岡湾干拓事業負担金）</p> <p>13 令和5年8月4日起案 決裁区分：部長 R05 笠収第522号 件名：滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期の変更について（国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金：■名）</p> <p>※起案文書及び添付書類において、守秘義務対象とした個所は非開示（黒塗り）。起案文書の決裁区分では「課長相当職」「部長相当職」の記載を本表ではそれぞれ「課長」「部長」と記載した。</p>
4 本件事業に係る収納状況に関する資料	1 国営笠岡湾干拓事業負担金年度別収納額推移（平成29年度～令和5年度）

イ 提出資料の分析

本件事業の担当課である収納対策課から提出された本件事業に係る資料は、関係法令の抜粋、事務執行に係る手引き書及び本件事業に係る実施機関内部で作成されたものである。

(ア) 本件事業の財務に関する事務の決裁者に関しては、笠岡市事務決裁規則第14条別表に定める市長の留保権限及び事務専決は以下のとおりである。

別表(第14条関係) (抜粋)

第1 市長の決定事案及び副市長以下の共通決定事案

3 財務に関する事項

(2) 収入及び支出に関する事項 (抜粋)

項目	決定区分				合議先	備考
	市長	副市長	部長	課長		
(5) 収入の減免に関すること。	基準の定めがないもの(異例なもの)		○		総務部長	
	基準の定めがないもの			○	総務部長	
	基準の定めがあるもの				○	

(6) 収入の徴収猶予に関する事 こと。	基準の定めがないもの			○		総務部長	
	基準の定めがあるもの				○		
(13) 滞納処分に関する事 こと。					○		

第2 個別専決事項（抜粋）

部	課等	項目	決定区分			備考
			副市長	部長	課長	
総務部	収納対策課	(2) 徴収及び収納に関する事 こと。			○	
		(5) 徴収猶予及び執行停止に 関すること。			○	
		(7) 差押及び公売に関する事 こと。			○	

決裁の例外を同規則第6条に定めている。

（決裁の例外）

第6条 この規則に定めるもののうち、決裁者は次に掲げる事項については、上司の指示を受けなければ決裁することができない。

- (1) 重要又は異例に属するもの
- (2) 紛議、論争又は将来その原因となると認められるもの
- (3) 規定の解釈上疑義のあるもの
- (4) 先例になると認められるもの
- (5) 特命があるもの
- (6) 将来において市の義務負担が生ずると認められるもの

2 前項に規定するもののほか、市長が市の事務を管理し、執行する最高の責任者として知る必要があることについてもまた前項と同様とする。

市における財務に関する事項のうち収入及び支出に関する事項及び担当課の個別専決事項での事務の執行における判断及び意思決定は基準の定めがないものについては部長以上の決裁区分としている。

(イ) 事務処理方法の決定

「令和5年3月2日起案 決裁区分：市長 R04 笠取第2720号 件名：国営笠岡湾干拓事業負担金に係る延滞金徴収の取扱いについて（方向決裁）」により、延滞金について方針を決定した。

これによると、方針として、笠岡湾干拓事業負担金については、当該起案決裁日（令和5年3月4日）以降、元金を完納している若しくは完納した場合、財産調査を行い、営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に關係の無い特

段の財産が確認されない限り、「地方税法第15条の7第2項及び第5項の規定による滞納処分の執行停止並びに即時欠損を適用し、延滞金残額を全額免除とする」とした。起案文書にはこの理由についての記載はない。この方針は、令和5年4月1日付け人事異動による収納対策課長の事務引継書に記載された。

収納対策課長事務引継書（令和5年4月1日付け人事異動）の、「処分未了事項及びこれの処理の方法、意見等」に、本件事業における延滞金の扱いについて、令和4年度まで担当課は国営笠岡湾干拓事業負担金の延滞金は徴収するものとして滞納者に納付勧奨を行ってきた。しかし、市長は元金の納付が遅れながらも完納すれば、延滞金は徴収する必要はないという考えであった旨を記載している。

これにより、滞納者のうち元金完納者については搜索及び財産調査を行い、今後の納付は困難と見なされれば滞納処分の執行を停止し、即時不納欠損処理の手続きを行う。また、元金の未返済者については、元金完納後に上記の手続きを行うとしている。

(ウ) 岡山県市町村税滞納整理組合との協議

市は、岡山県市町村税滞納整理組合（以下「組合」という。）に対して、笠岡湾干拓事業負担金全滞納者から延滞金を徴収しないと定めたことを理由に、徴収を委託している滞納者1名について、事務の引継ぎの取消しについて協議を求めるとした文書を令和5年3月13日付けで送付した。（令和5年3月13日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2762号 件名：県市町村税整理組合への事案の引継ぎの取消しの協議について）

組合は、市に対し令和5年3月15日付け文書により、協議事案対象者の引継ぎを取り消したことを通知した。（令和5年3月22日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第3047号 件名：県市町村税整理組合からの事案の引継ぎの取消し通知書の受領について）

(エ) 滞納処分に係る搜索の実施結果について

滞納者への搜索実施結果が報告（起案文書）されている。滞納者、滞納金額、搜索日及び場所は非開示である。いずれも差し押さえ物件は無く、換価価値のありそうな物件の発見なし。搜索を含む財産調査及び生活状況を考慮して今後延滞金の納付は困難とみなし、執行停止処分後、即時不納欠損とする予定としている。（令和5年3月16日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2777号 件名：搜索の実施結果について ■■■■■：国営笠岡湾干拓事業負担金）、令和5年3月16日起案 決裁区分：課長 R04 笠収第2780号 件名：搜索の実施結果について ■■■■■：国営笠岡湾干拓事業負担金）、令和5年3月17日起案 決裁区分：部長 R04 笠収第2787号 件名：搜索の実施結果について ■■■■■：国営笠岡湾干拓事業負担金）、令和5年3月20日起案 決裁区分：部長 R04 笠収

第 3040 号 件名：捜索の実施結果について [REDACTED]：国営笠岡湾干拓事業負担金))

(オ) 令和 4 年度決算における負担金収納額

収納対策課作成の令和 4 年度国営笠岡湾干拓事業負担金滞納繰越分決算書の記載では、調定額 52,676,437 円、収入済額 4,402,840 円、滞納繰越分 48,273,597 円。延滞金は収納額 3,300 千円である。未収延滞金についての記載はない。(令和 5 年 3 月 31 日起案 決裁区分：市長 R04 笠収第 3077 号 件名：令和 4 年度国営干拓事業負担金滞納繰越分の決算について)

(カ) 滞納処分の執行停止

市は、干拓事業負担金延滞金に係る滞納処分の執行停止について、令和 5 年 6 月 28 日付け起案文書により、執行停止日を決裁日(令和 5 年 6 月 30 日)とし、停止事由は、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号(生活困窮)及び同条第 5 項(即時欠損：今後徴収見込なし)である。滞納者及び滞納額(執行停止額)は非開示である。(令和 5 年 6 月 28 日起案 決裁区分：市長 R05 笠収第 314 号 件名：滞納処分の執行停止について(国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金：[REDACTED]))

(キ) 不納欠損時期の変更

令和 5 年 8 月、市は、同年 3 月に定めた方針による不納欠損処理の時期を変更することとした。起案文書の記載では、即時不納欠損処理手続きを進めていたところ、生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がないこと、また、通常の執行停止では、停止後 3 年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力なしと判断すれば不納欠損とするとしている。このため、即時不納欠損を進めるべきかどうかを市長室で協議(市長、副市長、総務部長、収納対策課員 3 名)し、納付資力が回復する可能性が否定できないため、即時不納欠損ではなく、3 年後に不納欠損処理することとした。

(令和 5 年 8 月 4 日起案 決裁区分：部長 R05 笠収第 522 号 件名：滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期の変更について(国営笠岡湾干拓事業負担金延滞金：[REDACTED]名))

第 4 判断

以上の事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

1 本件事業に係る事務処理

本件事業にかかる延滞金は市の徴収金であり、強制徴収公債権としてその根拠となる財務会計法規に従って事務処理がなされるものである。本件事業にかかる延滞金について、不納欠損処理にかかる従来の方針をあらため、新たに方針を定めてこれを進めるな

かで、議会から従来の方針からの変更に至った過程に疑念を呈され、その背景を問われた。

市から提出された文書に、方針変更についての理由は記されていない。文書からは、本件事業の一連の過程は、関係者が市長の意向に沿う形で事務処理を進めていたことがうかがえる。収納対策課職員に対する聴取では、即時不納欠損処理についての認識は、課長は就任時には方針は決定していたので、これに従ったとのことである。市は、議会から従来の方針からの変更について質され、また、不納欠損処理の時期については慎重な判断を求められたことにより、方針を従来のものに変更した。

起案文書には滞納処分及び滞納処分の執行停止にかかる事務処理の根拠法令を示している。一方で、執行停止の基準と実態については、提出資料及び聴取では定量的に示されていないため、適否については言及できない。

監査委員の判断は以上のとおりである。

第5 意見

今回の監査を通じ、次のとおり意見を述べる。

監査委員への提出資料には、市が即時不納欠損への方針変更についての理由を記した文書はない。令和5年4月時点での本件事業にかかる延滞金2億5,275万円のうち即時不納欠損処理の対象としていた額は提出資料では非開示である。税における延滞税は、税を法定納期限内に完納しなかった場合において、その遅延した期間に応じて納付しなければならないものであり、法定納期限内に完納した納税者との負担の公平を図るものである。本件事業にかかる延滞金においてもこれは同様であり、金額の多寡によるものではない。

市は、債権の徴収における事務処理について問われた場合は、その根拠となる財務会計法規を提示し、事務処理の法令適合性の説明に努めるべきであると考えている。